

金沢港港湾BCP協議会 規約

(名 称)

第1条 本協議会は「金沢港港湾BCP協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目 的)

第2条 協議会は金沢港において、地震津波等による災害発生後に港湾利用関係各機関等が連携し、連絡系統の統一や情報共有を図り、効率的な災害対応を行うことで港湾機能を継続し、早期復旧することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 通常時からの災害対応(業務継続計画の策定)の協議、連絡調整、訓練等に関すること。
- (2) 災害時での行政機関と民間を結ぶ要請、連絡事項の情報伝達に関すること。
- (3) 災害時の官民の情報共有に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第4条 協議会は、別紙に掲げる金沢港に関連する行政機関、団体、港運事業者、金沢港を利用する荷主、船社で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の関係機関、団体等を追加することができる。

(会 長)

第5条 協議会に座長を置く。

- (1) 座長は国土交通省 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 所長とする。
- (2) 座長は協議会を代表し、会務を統括する。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所、石川県商工労働部 港湾活用推進室、石川県土木部 港湾課とする。

(幹事会)

第7条 協議会において専門的な検討を行うため、幹事会を置くものとする。

(アドバイザー)

第8条 協議会では必要に応じて有識者によるアドバイザーの出席を求め、目的達成にむけた助言等を得ることができる。

(会議の開催)

第9条 協議会は座長が必要に応じて招集することができる。また、座長は必要に応じて会員以外の関係者の出席を求めることができる。

(規約の改正)

第10条 この規約は必要に応じて改正できるものとし、会員の承認をもって適用される。

(その他)

第11条 この規約に定めのない事項及び疑義のある事項については、協議会で協議のうえ、これを定める。

付 則 この規約は、平成24年7月2日より適用する。

【金沢港港湾BCP協議会構成員】

平成24年7月2日現在

機 関 名	役 職
【行政機関】	
石川県商工労働部	商工労働部長
石川県土木部	土木部長
石川県金沢港湾事務所	所長
第九管区海上保安本部 金沢海上保安部	保安部長
北陸信越運輸局 石川運輸支局(七尾)	次長
名古屋入国管理局 金沢出張所	出張所長
大阪税関 金沢税関支署	支署長
新潟検疫所 金沢・七尾出張所	出張所長
名古屋植物防疫所 伏木富山支所金沢出張所	出張所長
動物検疫所 中部空港支所小松出張所	出張所長
金沢市危機管理監	危機管理監
金沢市都市政策局	都市政策局長
金沢市経済局	経済局長
石川県警察本部 警備部	警備部長
金沢西警察署	署長
金沢市消防局	消防局長
北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所	所長
【団体】	
七尾水先区水先人会	会長
石川県漁業協同組合	代表理事組合長
(社)金沢港振興協会	会長
(社)石川県建設業協会	会長
(社)日本埋立浚渫協会北陸支部	金沢港地区代表
(社)日本海上起重技術協会北陸支部	石川地区代表
(社)日本潜水協会新潟支部	金沢港地区幹事
石川県港湾漁港建設協会	会長
【港運事業者等】	
(株)金沢港運	代表取締役社長
日本通運(株)金沢支店	支店長
(株)金沢ポートサービス	代表取締役専務
【荷主】	
(株)小松製作所 粟津工場	プロジェクト室長
(株)小松製作所 金沢工場	副工場長
太平洋セメント(株)中部北陸支店北陸セメント営業部	副支店長兼北陸セメント営業部長
宇部三菱セメント(株)北陸エリアオフィス	エリアマネージャー
金沢港北地区特別防災区域協議会	会長
(社)石川県鉄工機電協会	会長
(社)石川県繊維協会	会長
【船社】	
神原汽船(株)北陸事務所	所長
(株)サンスターライン北陸営業所	所長
【事務局】	
石川県 商工労働部 港湾活用推進室	—
石川県 土木部 港湾課	—
北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所	—